

ちゃんと知ったら闘える！

大阪労働者弁護団 2021年春 働く人のオンライン学習会

2021年春のテーマは「ハラスメント」と「不当労働行為」です。
働く上でおさえておきたい基本的な法的知識を取り上げます。
1回だけの参加も可能ですので、ふるってご参加ください。



第1回 5月19日(水) 「ハラスメント」 講師：牧野幸子 弁護士 18:30～20:30

セクハラ、パワハラ、マタハラ・パタハラ……など、多種多様なハラスメントが問題となっています。ハラスメントに該当するか否かの線引きは必ずしも容易ではなく、「自分が受けた言動がハラスメントに該当するのか?」、「ハラスメントに該当するとして、どういった請求が可能か?」、「ハラスメントを追求していく際、どのような証拠を集めておけば良いのか?」などの疑問をお持ちの方も多いと思います。

そこで、各種ハラスメントの概要を理解した上で、どのように証拠を集め、会社や相手方本人と交渉し、責任を追及していくかについて、近年の法改正の動向や裁判例にも触れながら、実践的な解説を行います。

第2回 6月16日(水) 「不当労働行為」 講師：網本知晃 弁護士 18:30～20:30



「労働組合に加入したら契約が更新されなくなった」「会社に団体交渉を何度も申し入れたが、全く応じてもらえない」これらは不当労働行為（労働組合法7条）に該当する可能性のある行為です。労働組合法で定められている不当労働行為救済制度は、憲法28条で保障された団結権等の実効性を確保するために作られた制度です。

本講座では、不当労働行為に該当するか否かの判断基準、不当労働行為が行われた場合の争い方、労働委員会の活用法等、労働組合に関わるすべての人が知っておくべき知識をわかりやすく解説します。

※参考文献 『活用しよう 労働委員会』（大阪労働者弁護団 2007年発行）
A5判 232頁 4905円+税 1000円+送料100円

1. 受講方法

(1) WEB受講：先着100名 (2) 労弁事務所受講：先着10名（事務所受講は賛助団体の方に限ります）

※メールまたはQRコードで下記をご記入の上お申し込みください。 (lala-osaka1975@nifty.com)

〔お名前・団体名・メールアドレス・緊急時連絡先・受講料振込人名義・特にお聞きになりたいこと〕

※賛助団体のみなさまは、お一人ずつでも、団体として一括でもお申し込みいただけます。

2. 受講料：各回1300円

※賛助団体所属の方は各回800円（お申し込み時に必ず所属団体名をご記入ください）

（賛助団体：年会費のご負担をお願いして当弁護団を支えてくださっている団体）

お申し込みをくださった方に、受講料振込口座をお知らせいたしますので、

5月12日までに振り込んでください。

入金を確認された方には、受講日の前日までに参加URLと資料をお送りいたします。

※いったんお支払いされた受講料は原則として返金できません。



大阪労働者弁護団

大阪市北区西天満4-10-19-603 電話06-6364-8620

lala-osaka1975@nifty.com

<http://www.lalaosaka.com/>